平成２４年（フ）第１４６号
愛知県岡崎市上和田町字正ケン60番地１　メゾンプレステージＡ101、住民票上の住所愛知県岡崎市北本郷町字神明11番地２　ハイツ岩瀬103
債務者　山田　志織
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
岡山県総社市井手974番地１　アバンサールＡ202
債務者　今西　節子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
高知県香美市土佐山田町楠目604番地１
債務者　岡部　　愛
１　決定年月日時　平成24年４月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３５号
高知市南金田15番７号
債務者　竹内　正一
１　決定年月日時　平成24年４月26日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６１号
茨城県土浦市真鍋２丁目７番37号　マイシティライフ28番館201
債務者　宮本　麻紀
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第６５号
茨城県稲敷郡美浦村みどり台767―８、住民票上の住所茨城県稲敷市上根本838番地５
債務者　入山　忠雄
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第８２号
群馬県高崎市中豊岡町500番地５
債務者　須藤　美香
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１３９号
埼玉県比企郡滑川町大字都35番地２
債務者　関口　由香
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１５号
埼玉県秩父市小柱469番地１
債務者　水上　初枝
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森1411番地３
債務者　守屋　　実
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野2805番地
債務者　田村　　清
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
埼玉県秩父市吉田久長492番地２
債務者　清水みち子（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
神奈川県座間市相模が丘２丁目31番18号　コーポユカ103号
債務者　舟山ひとみ
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１０７号
相模原市中央区清新５丁目13番14号　アカデミア清新417
債務者　佐々木正人
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１１１号
相模原市中央区田名4015番地４
債務者　寺村　幸夫
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１１２号
相模原市中央区田名4015番地４
債務者　寺村　庸子
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１１６号
相模原市緑区東橋本１丁目８番10号
債務者　池野　弘史
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１２１号
相模原市中央区千代田５丁目７番20号　ジュネスＴＩ101号
債務者　才門　憲一
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部